



しあわせ信州

遠隔教育の活用促進に向けた提案

(規制改革推進会議 働き方・人への投資WG 提出資料)

令和5年11月20日

長野県知事 阿部 守一

1 遠隔教育特例校制度の見直し

長野県におけるこれまでの主な取組や課題

- 小規模の学校同士で共に学び、様々な意見に触れて考えを広げられるよう、オンラインを活用した遠隔での合同授業を実施（配信側・受信側の両方に教員配置）

<事例> 天龍小学校（天龍村）・和田小学校（飯田市）・上村小学校（飯田市）

授業学級：5・6年生 計23人（天龍小4人・和田小14人・上村小5人）

教科：図工（作品鑑賞「思い出を作品に表そう」）

テーマ：タブレット等（スライド）に表示された作品や作者のコメントを見ながら、作品に込めた思いや、友達のコメントに関する感想を記述したり述べてりする活動を通して、自分や友達の作品のよさに気づいたり、新たな課題を見つけたりして、これからの制作に活かすことができる。

- 遠隔教育特例校制度は、申請手続の時期が早すぎるため、活用できていない
 - ・現在は8～10月の申請が必要とされているが、次年度の学級編成や教員配置について決まるのが2月頃のため、人事等が未確定の10月末までに申請するのが困難

1 遠隔教育特例校制度の見直し

今後の論点と方向性

① 文部科学省へ申請し指定を受けて実施している「遠隔教育特例校制度」を
教員の人事権を持っている都道府県教育委員会の判断で実施できるようにする

〔メリット：申請手続を軽減し、地域の実情に応じて小規模校でも教科の専門性の高い授業が受けられる〕

遠隔教育特例校とは

- ◆ 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる学校
(受信側の教員が当該教科の免許状を有していない状況でも履修が可能)

※数学を例とした場合



受信側は当該教科の免許が無い教員でよい

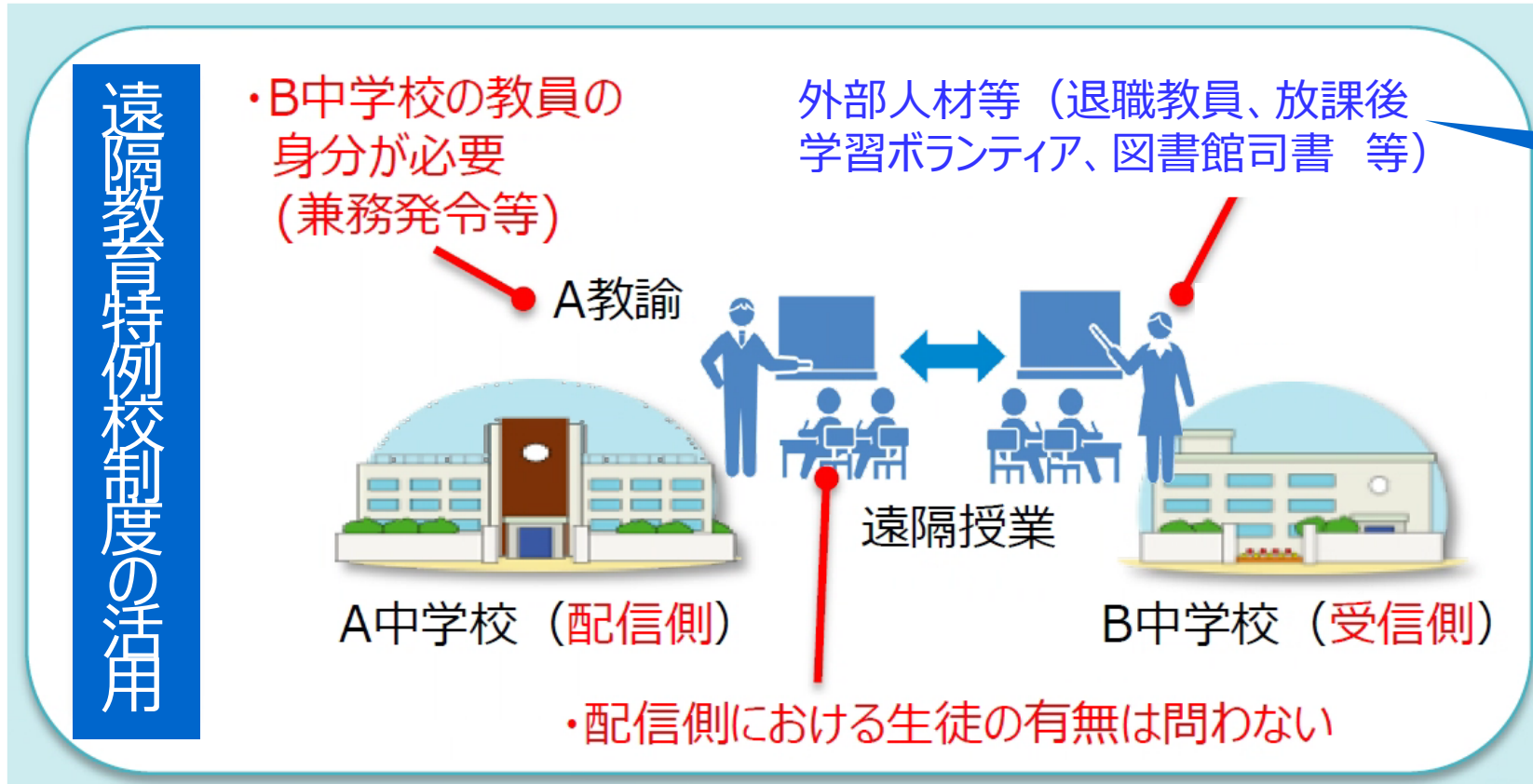
出典：
文部科学省資料

1 遠隔教育特例校制度の見直し

② 受信側は教員でなく、校長が認める外部人材等※の配置も可とする

※退職教員、学習支援員、放課後学習ボランティア、図書館司書 等

- メリット：・ 外部人材等を配置することで、教員はその間、授業準備等が実施可能（働き方改革）
・ 教員の欠員が生じた場合に活用でき、生徒の学びを保障（教員の欠員対策）



校長が「任せられる」と認めた者

出典：
文部科学省資料

2 義務教育段階における通信制学校の設置

【現状と課題】

- 不登校児童生徒は毎年増え続けており、
 - ・学校に行けるが教室には入れない、放課後等であれば学校に行ける
 - ・学校に行けませんが、フリースクール等には行ける
 - ・自宅や自室から出られない（教員と面会することができない）等、状況は様々
- とりわけ自宅や自室から出られない児童生徒の学びの機会を確保することが重要

【今後の論点と方向性】

いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる通信制の小・中学校及び義務教育学校の設置を認められないか（現行制度は、義務教育段階の通信制学校の設置不可）

〔 メリット：児童生徒が出欠席にとらわれず、自分のペースで学ぶことができる 〕

END